

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号：微001
- (2) 調達件名及び数量：NGSライブラリ調製業務、NGSデータ解析支援業務及び遺伝情報解析サーバ管理業務 一式
- (3) 請負期間：令和5年10月1日から令和6年3月31日
- (4) 納入場所：国立大学法人大阪大学微生物病研究所バイオインフォマティクスセンター

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-1
国立大学法人大阪大学 微生物病研究所会計係
電話 06-6879-8271
- (2) 仕様書の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (4) 見積書提出期限
令和5年9月28日17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕様書

1. 件名

NGS ライブラリ調製業務、NGS データ解析支援業務及び遺伝情報解析サーバ管理業務の委託

2. 主たる実施場所

- ・国立大学法人大阪大学 微生物病研究所 バイオインフォマティクスセンター ゲノム解析室
- ・契約締結業者指定場所 (P2 レベルの施設かつ、本学まで検体の受け取りが可能な施設)

3. 本受託業務の概要

甲の指定する「NGS ライブラリ調製業務、NGS データ解析支援業務及び遺伝情報解析サーバ管理業務」

- ① NGS ライブラリ調製業務 (検体数およそ 400 検体、受託状況により前後するものとする)
 - ・ゲノム解析室より提供する検体 (RNA、DNA) の回収とその適切な維持管理
 - ・提供された検体からの指定されたキット・方法を用いたライブラリ調製
 - ・調製したライブラリの品質検査 (濃度定量)
 - ・残った検体と調製したライブラリについては品質検査終了後、返却するものとする。
返却にかかる費用は請負業者が負担すること。
- ② NGS データ解析支援に関する業務
 - ・NGS データ解析用パイプライン構築とその運用・保守作業
 - ・ユーザー向けデータ解析インターフェースの構築作業
- ③ 遺伝情報解析サーバ管理に関する業務
 - ・OS インストールやアップデート等のソフトウェア保守作業
 - ・ゲノム解析ジョブを統合的に管理・実行するためのシステム構築およびその保守作業
 - ・サーバの仮想基盤の構築およびその保守作業
 - ・大規模ストレージシステムの管理・拡張およびその保守作業
 - ・ネットワーク保守および拡張作業
 - ・外部ホスティングサーバの管理および保守作業
 - ・次世代シーケンスデータの管理作業
- ④ その他の業務
 - ・共同研究先との打ち合わせサポート
 - ・解析システムの評価の実施、開発進捗報告書の作成
 - ・ゲノム解析室のホームページの管理および保守作業
 - ・上記に関連したその他関連業務

⑤ ①～④に関する報告書の作成

4. 要求事項

- 1) 本業務を遂行するにあたり、P2 レベルの設備を保有し、本学まで回収依頼した当日中に検体の受け取りが可能な体制であること。
- 2) 本学が指定する消耗品、実験装置、キットを用いて実験を行うこと。
- 3) NGS ライブラリ調製(全ゲノム、キャプチャーライブラリ、16S メタゲノムライブラリ、RNA-Seq などのアプリケーション)の実務経験のある者を少なくとも1名以上担当して業務に携わせること。
- 4) 遺伝情報解析サーバ管理に関する業務、特に遺伝子分野における大規模ストレージシステムの管理・拡張およびその保守作業の実務経験のある者を少なくとも1名以上担当者として本学に常駐(平日、8時間/日)させ、業務に携わさせること。ただし、新型コロナウイルス等の感染状況を鑑み、担当職員が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 遺伝情報解析サーバおよび大規模ストレージに障害が発生した場合は、12時間以内に作業に着手できる体制を整えていること。

5. その他

- ・その他詳細については担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ・本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び研究データを無断で第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- ・本委託業務において利用する個人情報及び研究データについて、本委託業務以外の目的で利用してはならない

以 上

第2号様式

見 積 書

調達番号：微001

調達件名：NGSライブラリ調製業務、NGSデータ解析支援業務及び遺伝情報解析サーバ管理
業務 一式

見 積 金 額 月 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式
参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 NGS ライブラリ調製業務、NGS データ解析支援業務及び遺伝情報解析サーバ管理業務 一式

請負代金額 月額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学微生物病研究所 所長 高倉 伸幸と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所において、これをするものとする。
- 第5条 受注者は、本契約に基づく資材(廃棄物)等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第6条 契約期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。
- 第7条 受注者は発注者に対し、毎月の業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に送付する方法で交付するものとする。
- 第8条 請負代金は、毎月支払うものとし、毎月の業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に送付すべきものとする。
- 第10条 契約保証金は免除する。
- 第11条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
- 第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第13条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年9月 日

発注者

吹田市山田丘3番1号
国立大学法人大阪大学微生物病研究所
所長 高倉 伸幸

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。